

## 公立八鹿病院看護専門学校学則【抜粋】

### 第5章 成績の評価及び卒業

#### (成績の評価)

第22条 学科試験は、授業科目ごとに該当授業科目の授業終了後に行う。ただし、学校長が必要があると認めるときは、授業科目の授業終了前においても、臨時にこれを行うことができる。

#### (単位の認定)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生に対し所定の単位を認定する。

- 2 カリキュラムは入学年度の教育内容を適用する。但し、カリキュラム改正後に旧カリキュラムの教科目を再履修する場合は、当該教科目と同等と認める新カリキュラムの教科目を履修し、旧カリキュラムの教科目に読み替えて単位認定することができる。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第24条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3備考二に掲げる学校に於いて、本校の教育内容と同一内容の科目を履修した者の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると学校長が認めた場合には、単位認定会議を経て本校における履修に替えることができる。

なお、単位修得の認定は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号第1号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると学校長が認めた場合には、単位認定会議を経て本校における基礎分野の履修に替えることができる。
- 3 第21条の規定により転入学を許可された者が在学学校等において修得した授業科目に係る単位は、第1項の規定にかかわらず、本校において修得した相当する授業科目に係る単位とみなす。

#### (卒業の認定)

第25条 学校長は、本校に3年以上在学し、全ての単位取得の認定を受けた者について卒業認定会議を経て、卒業を認定する。ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については原則として認めない。

#### (卒業証書並びに専門士の称号)

第26条 学校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書（様式第10号）を授与する。

- 2 学校長は、卒業を認定した学生に対し、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

【抜粋】 公立八鹿病院看護専門学校 学生便覧（細則）

### Ⅲ-4. 単位修得の認定

#### 1) 単位修得の認定

- (1) 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には所定の単位を与える。
- (2) 単位認定試験に合格しなかった者、又は、試験を受けなかった者が単位の修得をしようとするときは、原則として次年度の当該科目を受講し、単位認定試験を受けなければならない。
- (3) 単位未修得の科目を履修する時は、受講年度が始業する日までに履修願を提出しなければならない。

#### 2) 入学前の既修得単位の認定

- (1) 他校に於ける既修科目の認定は提出書類を単位認定会議に諮り、本校の履修に替えることができる。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定は、指定規則別表4に定める「人間と社会」の領域に限り、単位認定会議を経て本校での基礎分野の履修に替えることができる。  
※他校とは学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、各種技師養成所（歯科衛生士、放射線技師、臨床技師、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢義足士、救命救急士、言語聴覚士）

#### <書類の提出について>

- (3) 他校の既修得単位の認定を受けるものは、入学後4週間以内に学校長に以下の書類を届出しなければならない。
  - ①既修得単位認定申請書
  - ②当該学校における単位取得証明書
  - ③講義内容証明書（シラバス等）

#### <認定要件について>

- (4) 既修得単位の以下の要件に基づき決定される。
  - ①既修得単位を認定する科目は、基礎分野の科目に限定する。
  - ②既習の学習内容が本校における教育内容に相当すると認められる必要がある。
  - ③単位修得の認定は、基礎分野の総単位数の2分の1を超えない範囲とする。
- (5) 既修得単位の認定は、単位認定会議を経て学校長が認定する。
- (6) 認定された科目については単位認定書を発行する。

## 【抜粋】 学生便覧（細則）

- (7) 認定科目の成績は「既修認定」とする。
- (8) 既修得認定科目として認定されるまでは、申請中であっても当該講義を受講しなければならない。

### Ⅲ-5. 単位認定試験

- 1) 単位認定試験には、終講試験、追試験、再試験がある。
- 2) 単位認定試験の受講には次の要件を満たしていることが必要である。
  - (1) 各科目の授業時間数の3分の2以上出席していること。
  - (2) 提出物、実技試験など科目担当者が指示する受験資格要件を満たしていること。
- 3) 試験に際し不正行為が発覚したときは、当該科目の受験は無効となる。その処分は懲戒委員会で決定する。

#### <終講試験>

- 1) 授業科目ごとに当該授業科目の授業終了後に実施する。
- 2) 試験は、筆記試験、レポート試験、実技試験、口答試験などがある。
- 3) 試験日程は、学校が提示した日時に実施する。
- 4) 評価は、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。
- 5) 2人以上の講師で担当する科目は、1科目100点を担当時間数に応じた割合で配点し、合計点を評価点とする。
- 6) 評価が「不可」（60点未満）の学生は再試験を受けることができる。

#### <追試験>

- 1) 終講試験を次の事情で欠席した学生は追試験を受けることができる。
  - (1) 上記の何らかの事情とは
    - ① 3親等内の親族が死亡した場合（会葬礼状等の提出が必要）
    - ② 「診断書等のある病気欠席」の場合
    - ③ 交通機関の途絶により登校手段が皆無であったとき（延着証明等の提出が必要）
    - ④ その他、当該科目担当者が認めたとき
- 2) 追試験は1回のみ受験することができる。
- 3) 追試験を受けるものは所定の追試験願を提出しなければならない。
  - (1) 追試験願の提出は、初めて登校した日から3日以内に行わなければならない。
  - (2) 追試験願の提出の期限を過ぎた場合は、当該試験を放棄したとみなし追試験

## 【抜粋】 学生便覧（細則）

は受験できない。しかし、再試験は受験することができる。

- 4) 1) の理由以外で終講試験を受けられなかった場合は、追試験は受験できないが、再試験は受験することができる。
- 5) 追試験の評価は、得点の 9 割を評価点とし、60 点以上を合格とする。
- 6) 評価が「不可」（60 点未満）の学生は再試験を受けることができる。

### <再試験>

- 1) 終講試験および追試験の評価が「不可」の場合、及び終講試験を受けなかった場合は、再試験願の提出と単位認定考査料(2000 円)の納入により再試験を受けることができる。
- 2) 再試験は 1 回のみ受験することができる。
- 3) 再試験願の提出は単位認定試験の評価を受け取った日から 3 日以内に行うこと。
- 4) 再試験願の提出が期限を過ぎた場合は当該試験を放棄したとみなし、翌年度再履修の上、単位認定試験を受験することになる。
- 5) 再試験の評価は、得点が 60 点以上あっても 60 点を評価点とする。
- 6) 再試験で「不可」（60 点未満）の場合は、翌年度に再履修し、単位認定試験を受ける。

## Ⅲ－8. 卒業認定および卒業生の表彰・懲戒

- 1) 学校長は、本校に 3 年以上在学し、全ての単位取得の認定を受けた者について卒業認定会議を経て、卒業を認定する。
- 2) 学校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。また、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。
- 3) 学校長は、学業成績及び人物が優秀であり、かつ、他の学生の模範になると認められる学生を表彰することができる。

## Ⅲ－9. 表彰・懲戒

- 1) 学校長は表彰の価値がある行いをしたものに表彰することができる。
- 2) 学校長は、次のいずれかに該当する学生に懲戒を行うことができる。
  - (1) 正当な理由がないのに出席が常でない学生。
  - (2) 学校の秩序を乱した学生。
  - (3) 前 2 項に掲げるもののほか、この規則又はこれに基づく規定に違反した学生。
- 3) 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
  - (1) 前項の規定による処分は、懲戒委員会に諮る。

【抜粋】 学生便覧（細則）

- (2) 以下に掲げる行為の以外についても懲戒の対象となる。
- (3) 停学の期間については、懲戒委員会で決定する。